

第7 消防関係法令に規定する区画等の取扱い

1 政令第8条第1号の区画

(1) 政令第8条第1号の区画の構造

政令第8条第1号の区画（以下「令8区画」という。）の構造については、以下によること。

ア 省令第5条の2第1号に定める「その他これらに類する堅ろうで、かつ、容易に変更できない構造」については、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール、軽量気泡コンクリートパネル等がこれに該当するものとして取り扱えるものであること。

なお、軽量気泡コンクリートパネルなど工場生産された部材等による施工方法を用いる場合は、モルタル塗り等による仕上げ、目地部分へのシーリング材等の充てん等により、適切に煙漏洩防止対策が講じられるよう留意すること。

イ 省令第5条の2第3号に定める「耐火構造の壁等の両端又は上端は、防火対象物の外壁又は屋根から50cm以上突き出していること」については、床の両端が外壁から50cm以上突き出していること、壁の両端が外壁から50cm以上突き出していること及び壁の上端が屋根から50cm以上突き出していることが想定されるものであること。

ウ 省令第5条の2第3号ただし書きに定める「耐火構造の壁等及びこれに接する外壁又は屋根の幅3.6m以上の部分を耐火構造」とすることについては、耐火構造の壁等を介して両側にそれぞれ1.8m以上の部分が耐火構造となっていることが望ましいものであること。

また、耐火性能は、建築基準法において当該外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りるものであること。

エ 省令第5条の2第3号イの規定において「開口部が設けられていないこと」とされている部分については、面積の小さい通気口、換気口等であっても設けることができないものであること。

(2) 令8区画を貫通する配管等

令8区画を貫通する配管及び当該配管が貫通する部分（以下「貫通部」という。）については、省令第5条の2第4号によるほか、以下によること。

ア 貫通部については、平成19年消防予第344号（改正 令和6年3月29日消防予第156号）別添「令8区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について」に適合するもの、又は、消防防災用設備機器性能評定委員会（以下「性能評定委員会」という。）において性能評定されたものであること。

イ 排水管に付属する通気管については、耐火構造の壁等を貫通させることができるものであること。

ウ 貫通部の内部の断面積が、貫通する穴の直径が300mmの円の面積以下である場合、省令第5条の2第4号ただし書きに規定する基準に適合する配管であれば、当該貫通部に複数の配管を貫通させることができるものであること

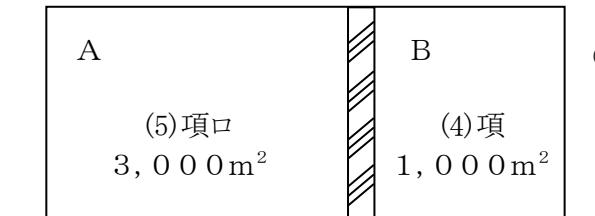
(3) 政令第8条の規定を適用した建築物における消防用設備等の設置の考え方

ア 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとに、その用途に応じて消防用設備等を設置すること。

イ 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとに、その床面積に応じて消防用設備等を設置すること。

[例]

(16)項イ 4,000m²



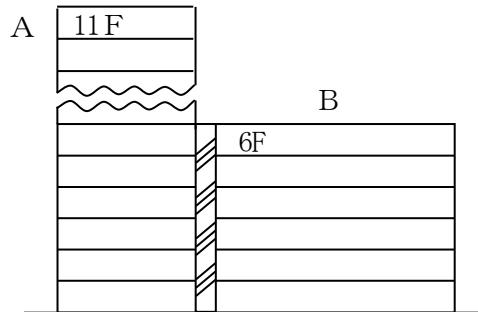
(注) //: 開口部のない2時間以上の耐火性能を有する耐火構造の壁。
(以下同じ)

A→延べ面積3,000m²の(5)項口の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B→延べ面積1,000m²の(4)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

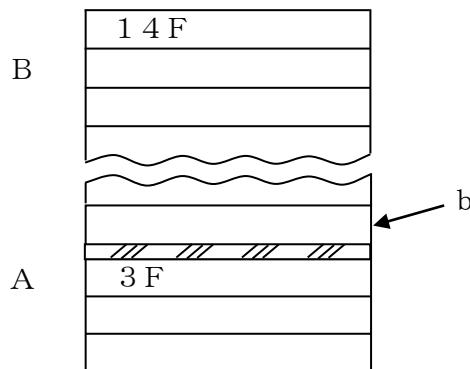
ウ 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとに、その階又は階数に応じて消防用設備等を設置すること。ただし、床で上・下に水平区画されたものの上の部分の階数の算定にあたっては、下の部分の階数を算入すること。

[例1]



A→階数1 1の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
B→階数6 の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

[例2]

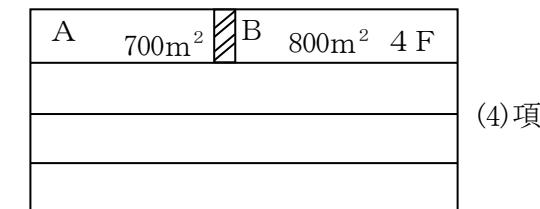


A→階数3 の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
B→階数1 4の防火対象物として、また、b部分は4階として該当する消防用設備等を設置する。

2 開口部のない耐火構造の壁で区画されている階における階単位の規制

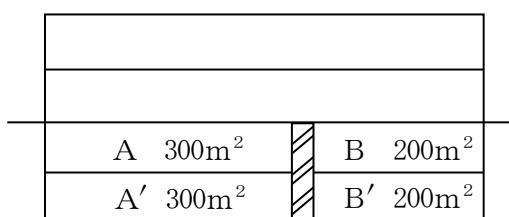
開口部のない耐火構造の壁で区画されている階に、階単位の規制（例えば政令第11条第1項第6号、第12条第1項第11号等）を適用する場合は、区画された部分の床面積を一の階の床面積とみなして取り扱うこと。

[例1]



4階部分の床面積は1,000m²以上であるが、A、Bは4階で1,000m²未満に開口部のない耐火構造の壁で区画されているので、4階には第12条第1項第11号を適用しない。

[例2]



地階部分の床面積は700 m²以上であるが、(A+A') (B+B') は地階において700 m²未満に開口部のない耐火構造の壁で区画されているので、政令第28条の2第1項を適用しない。

3 共同住宅等特例基準に係る区画

(1) 共同住宅等の特例基準に係る区画

共同住宅等の特例基準に係る区画（以下「共住区画」という。）において、「住戸等は、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画すること。」とされていることから、次に示す構造を有することが必要である。

ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。

イ 建基政令第107条に定める耐火性能を有すること。

国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国道交通大臣の認定を受けた耐火構造による区画も認めることとするが、適正な施工及び施工管理が行われるよう指導すること。

耐火性能検証法により耐火性能を有すると認められたものについては、1時間以上の耐火性能を持たせること。
◆

ウ 乾式壁は、次により適切な施工管理体制が整備されていることが、当該共同住宅等の施工全般に係る責任者の作成する施工管理規程等により確認できる場合に限り、使用を認めるものとする。

(ア) 乾式壁の施工方法が、当該乾式壁の製造者により作成された施工仕様書等により明確にされており、かつ、その施工実施者に周知されていること。

(イ) 乾式壁の施工に係る現場責任者に、当該乾式壁の施工に関し十分な技能を有する者（乾式壁の製造者の実施する技術研修を終了した者等）が選任されており、当該現場責任者により施工実施者に対して乾式壁の施工に係る現場での指導、監督等が行われていること。

(ウ) 乾式壁の施工の適正な実施について、自主検査等により確認が行われ、かつ、その結果が保存されていること。

(エ) 乾式の壁と床、はり等の躯体との接合部の耐火処理について、特に徹底した施工管理が行われていること。

(2) 共住区画を貫通する配管等

共住区画を配管が貫通することは、原則として認められない。しかしながら、必要不可欠な配管であって、当該区画を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を有しているとみなすことができる場合にあっては、この限りでない。

この場合の「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」と同等とみなすことができるものとは、次の事項に適合するものとする。

ア 配管の用途は、原則として給排水管（排水管に付属する通気管を含む。）、空調用冷温水管、ガス管、冷媒管、配電管であること。

イ 一の配管等の呼び径は、200mm以下であること。

ウ 配管等を貫通させるために共住区画に設ける開口部は、内部の断面積が直径300mmの円の面積以下であること。

エ 配管等を貫通させるために共住区画に設ける開口部を床又は壁（住戸等と共用部分を区画する床又は壁を除く。）に2以上設ける場合にあっては、配管等を貫通させるために設ける開口部相互間の距離は、当該開口部の最大直径（当該直径が200mm以下の場合にあっては、200mm）以上であること。

なお、埋め戻しを完全に行うため、当該穴は、壁及び床の端部からも同様の距離をとること。
◆

オ 共住区画を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、次の（ア）又は（イ）によること。

(ア) 配管は、建基政令第129条の2の4第1項第7号イ又はロに適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために共住区画に設ける開口部とのすき間を、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等の措置をとること。

(イ) 平成17年消防庁告示第4号で定める、床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を有しているものとして認められたものであること。

カ 熱伝導により、配管等の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管等の表面に接触しないような措置を講じること。

キ 平成19年消防予第344号別添中の鋼管等のうち令8区画を貫通している場合の適用の条件を満たすものについては、前才、(イ)の床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を有しているものとして取り扱って差し支えない。

4 省令第12条の2の区画

- (1) 省令第12条の2第1項第1号に規定する区画（以下この項において「1号区画」という。）は、建基政令第107条の2に定める準耐火性能を有すること。なお、原則として45分以上の準耐火性能とされたい。◆
- (2) 省令第12条の2第1項第2号に規定する区画（以下この項において「2号区画」という。）は、建基政令第107条に定める耐火性能を有すること。なお、原則として1時間以上の耐火性能とされたい。◆
- (3) 省令第12条の2第3項に規定する区画（以下この項において「3項区画」という。）は、建基政令第107条の2に定める準耐火性能を有すること。
- (4) 1号区画、2号区画及び3項区画（以下この項において「区画」という。）を貫通する配管は、建基政令第129条の2の4第1項第7号イ、ロ又はハに適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために区画に設ける開口部とのすき間を、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等の措置をとること。
- (5) 区画は、2以上の階にわたらないこと。
- (6) 区画をダクトが貫通する部分には、煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火ダンパーを設けること。
- (7) 省令第12条の2第1項第1号ニ、同条同項第2号ニに規定する廊下と階段とを区画する部分以外の開口部には防火シャッターを用いることができないが、遮煙性能を有する防火シャッターであれば、政令第32条を適用し、区画を有するものとみなして取り扱うことができる。
- (8) 省令第12条の2第1項第1号ニ、同条同項第2号ニに規定する区画が昇降機の乗場戸に求められる場合は、乗場戸が随时開くことができる自動閉鎖付きでなはないが、避難上及び消防活動上、随时開く必要がないことから、政令第32条を適用し、区画を有するものとみなして取り扱うことができる。

5 省令第13条の区画

- (1) 省令第13条第1項1号に規定する区画（以下この項において「1号区画」という。）は、建基政令第107条の2第に定める準耐火性能を有すること。
ただし、3階以上の階に政令別表第1(6)項ロ又はハ（以下「福祉施設等」という。）に掲げる用途に供する部分が存する場合にあっては、建基政令第107条に定める耐火性能を有すること。
- (2) 1号区画は、福祉施設内の居室ごとに設けるのではなく、共同住宅等でいうところの住戸の単位で区画することで足りること。
- (3) 省令第13条第1項第1の2号に規定する区画（以下この項において「1の2号区画」という。）は、建基政令第107条に定める耐火性能を有すること。
- (4) 省令第13条第2項に規定する区画（以下この項において「2項区画」という。）は、建基政令第107条に定める耐火性能を有すること。
- (5) 1号区画、1の2号区画又は2項区画（以下この項において「区画」という。）を貫通する配管は、建基政令第129条の2の4第1項第7号イ、ロ又はハに適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために区画に設ける開口部とのすき間を、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等の措置を講じること。
- (6) 省令第13条第1項第1号ニ、同条同項1号の2ニ及び同条第2項第1号ハに規定する区画については、4.(5)から(8)までによること。

6 省令第28条の2及び複合型居住施設用自動火災報知設備に係る区画

- (1) 省令第28条の2第1項第4号及び同条第2項第3号並びに複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年2月5日総務省令第7号）第3条第3項に規定する区画については、4.(5)から(8)まで、並びに、5.(1)、(2)及び(4)、(5)までによること。
- (2) 省令第28条の2第1項第4号の2及び同条第2項第3号の2に規定する区画については、4.(5)から(8)まで、並びに、5.(2)、(3)及び(5)によること。

7 省令第30条の2の区画

- (1) 省令第30条の2に規定する区画は、建基政令第107条に定める耐火性能を有すること。
- (2) 省令第30条の2に規定する自動閉鎖の防火戸は、常時閉鎖式のもの、煙感知器若しくは熱感知器の作動と連動して閉鎖するもの又は温度ヒューズの溶断によって閉鎖するものとすること。
- (3) 区画をダクトが貫通する部分には、防火ダンパーを設けること。